

区市町村社会福祉協議会部会

【提言項目 1】

区市町村社協への公的支援について、その意義や必要性を再確認し積極的な支援をしていただきたいこと

【現状と課題】

区市町村社協は、社会福祉法第109条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、下記のような実践や特徴がある。しかし、地方分権や区市町村財政の悪化、NPO等の様々な市民活動の進展などにより、区市町村社協への補助金等の見直しが進んでおり、社協活動への公的支援について、改めてその意義や必要性について明確にしておくことが必要である。特に、社協は、地域福祉活動分野において法律や制度ではカバーできないインフォーマルなサービスを開発、提供してきており、それを中核的に進める職員の人件費財源は公費で保障されるべきものとする。併せて、区市町村社協には、自らが地域福祉推進の具体的ビジョンと社協の強化・発展計画を掲げ、使命の明確化と事業点検の実施と合理化をすすめ、社協の今日的・社会的意義、公益性や公共性の意味合いを明確にしていくことが求められる。

【区市町村社協の役割や実践】

区市町村社協は設立以来、行政との協働により、民間の社会福祉や地域福祉の推進を図り、地域の住民ニーズに対応し、先駆的・実験的事業の具体化を図ってきた。特に、企業やNPOが地域性や不採算により実施できない「公益的な分野」での事業実施等を率先して行ってきた。

区市町村社協は、行政が作る「地域福祉計画」と住民・民間が作る「地域福祉活動計画」の調整や役割の整理、計画に基づく事業の実行等、民間の地域福祉推進の舵取り役としての実績がある。

区市町村社協は、行政、町会・自治会、民生児童委員協議会、その他地域関連団体との連携を図ってきており、また住民参加による小地域ネットワーク活動について実績がある。

区市町村社協は、東京都社会福祉協議会、関東ブロック都県・指定都市社協、全国社会福祉協議会と全国的な連携体制が整っており、都内や区市町村で総合的に事業を展開できる。

【提言項目 2】

「個人情報の保護に関する法律」の施行による個人情報の過剰保護の問題に関して、「個人情報の適正な取り扱い」の本来の趣旨に基づき、誤った理解を修正するための取り組みを、国、東京都、自治体において速やかに行っていただきたいこと

【現状と課題】

平成 17 年 4 月より「個人情報の保護に関する法律」が完全施行された。都内の多くの社協では「個人情報保護規程」等を整備し個人のプライバシーに十分に配慮しながらサービス提供等にあたっているが、様々な地域福祉活動の際に、サービスを必要とする人に関する情報が得られにくくなっている。地域の助け合い活動や災害時の対応時には、住民本人のために個人情報を活用することは重要であるため、国が示している「個人情報保護の円滑な推進について（平成 18 年 2 月 28 日個人情報保護関係省庁連絡会申し合わせ）等を踏まえ、法律の施行による住民の個人情報保護への過剰反応などに対し、国、東京都、自治体が、法律の運用や市民啓発等の工夫も含めて対策を示していただくことを希望する。